

第7回宇都宮市上下水道事業懇話会 議事録

日 時

平成17年12月20日（火） 午前10時～午前11時45分

会 場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

出席者

- ・ 委 員：石井座長，本田職務代理者，臼井委員，大塚委員，上野委員，竹田委員，水島委員，三田委員
- ・ 市 側：上下水道局長，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，経営企画課経営担当主幹，企業総務課長，サービスセンター所長，配水管理センター所長，水道維持管理課長，水道建設課長，下水道建設課長，下水道施設管理課長，技術監理室長，事務局職員

傍聴者数

1 名

会議経過

1 開 会

2 懇 話

(1) 経営戦略プラン策定に向けた取組状況について

事務局から，資料に基づき経営戦略プラン策定に向けた取組状況について説明

A 委 員： 仮想水（バーチャルウォーター）とは何か。

事 務 局： 農作物を育てるにあたっては水が必要であり，国内で生産する場合は農業用水を必要とするが，現在日本の食糧事情において農作物の多くを輸入に頼っている。輸入する農作物は外国の水によって育てられており，こうして間接的に消費している水を仮想水（バーチャルウォーター）という。文献によると640億 m^3 にもものぼるといわれている。

A 委 員： これが問題になる1つとしては，現在我が国は40%ほどの自給率で，もっと自給率を高めなければという動きがあり，その場合に国内の水がさらに必要になる，といった意味もあるのか。

事 務 局： 今回記載した理由は，水をめぐる需要について水道水や灌漑用水など様々な使い方があり，現在ダムの論争もある中で，ややもすれば水需要が

日本国内右肩下がりであるといわれているが、実質的にはバーチャルウォーターに依存している部分も多く、将来的に各国が水をめぐりながら輸入製品が途絶えてくると、場合によってはより多くの自国の水源が必要となってくるとの観点から記載した。

座長：全国的にもいくつかの都道府県で導入されているが、現在栃木県においても水源を守るということで森林環境税の導入を検討する委員会が立ち上がったところである。これからは水道水源のみならず、環境保全を含め森林をいかに守っていくかも考えていかなければならない。そのために県民に1人あたりいくらかといった形で負担していただき、水源を保全することにより、良質な水を確保することにつながっていく。

B 委員：利害関係者（ステークホルダー）の中に地域社会や水源地の人々、下流域の人々とあるが、宇都宮市と隣接する町の水道事業者との関係も何か考える必要があるのでは。例えば災害が発生した場合の水融通などがあると思うが、同じ水道事業者として、協力しながらより広域的な戦略を考えるうえで必要なのではないか。

事務局：現在水道ビジョンにおける運営基盤の強化の中でも新たな広域化といったものが審議されており、これまでの広域化は事業一体化というイメージが強かったが、現在審議している内容は委員ご指摘のとおり災害時の協力的体制であるとか連絡管の整備であるとか、1つの水道施設を2つの事業体で使用するといった様々な手法が議論されており、今後は隣接する自治体などとの協力的体制を敷いていく必要がある。今後経営戦略プランを策定するにあたり可能な限り反映させていく。

C 委員：多岐に渡り漏れがないプランだと思うが、漏れがないゆえにポイントが絞れない。一般の方がこれを見てどうなのかな、と感じる。短絡的かとも思うが、この中で何か日本一のものがないかとか、学校に対しての水のPRであるとか環境学習といった視点で市内全部の学校にセミナーを実施するとか、外部に対してアピールできるポイントを増やしていくべきである。それと本庁で現在「もったいない運動」を実施していると思うが、上下水道局においても経営戦略プランの中でなにかしら落とし込むことができると面白いと思う。

事務局：今回の資料は経営戦略プラン策定にあたっての前段的なものであり、内容が多岐に渡っているため、委員ご指摘のとおり絞りこめていない状況にある。今後最終的に経営戦略プランを策定するうえでは、多くのお客様にわかりやすく、また、効果のあがるものを重点的に策定していく。また、「もったいない運動」については、ミッションでも水は限られた資源であ

ると明示しており，無駄に使わない，いわゆる節水を心掛けるよう引き続き働きかけていく。

座 長： 経営戦略プランを策定するにあたっては，例えば表紙に現在実施している災害対策用ペットボトルの写真を掲載するとか，何かキャッチフレーズを記載するなどインパクトが必要である。宇都宮市上下水道局としての売りを検討していかなければならない。

(2) 外部委託推進計画策定に向けた取組状況について

事務局から，資料に基づき外部委託推進計画策定に向けた取組状況について説明

D 委員： 外部委託化による費用削減効果は大きいと思うが，最近問題になった耐震偽装においても審査機関を民間に開放したことによる影響があったと思う。今回上下水道局でも様々な業務を委託することによって，品質の保持はもちろんのことであると思うが，例えば悪徳業者が上下水道局を装って浄水器などを売りつけるとか，必要のない工事をするといったことがでてくるのではないか。そういったことに対しての市民の対策をどのようにPRするのか。

事務局： ホームページに掲載するとともに，局の広報紙や市の広報紙でPRしていく。

座 長： 計画の中にも，委託にあたっての留意事項として委託先への指導・監督体制の整備であるとか，局全体としての委託業務に対するチェック機能の強化とあるので，直接委託をする業者に対しては問題ないと思うが，下請けの業者や関連業者が局の名前を使って附属機器を売りつけるなどといったことが懸念される。そういった業務委託の周辺も含めた対策を考えているか。

事務局： 関連業者については，契約の中で把握することができる。それ以外の業者が局の名前を使えば契約違反になる。もし，そういったことがあれば，事実を確認次第速やかな対応をとる。

B 委員： 新たに業務委託する中に浄水場や下水処理場とあるが，水をきれいにするのは技術がいると思う。一方，既外部委託業務評価において今市浄水場運転管理一部業務委託や松田新田浄水場排水処理施設運転管理業務委託とあり，改善すべき点として，職員では対応できない事態が危惧されるとある。浄水場や下水処理場の委託をさらに進めるにあたり，職員が対応できない事態が起きてはまずいと思うが，技術的な部分をどの程度委託する予定なのか。

事務局： 浄水場の運転業務委託については，すでに昭和62年から今市浄水場の

運転業務の一部で実施しているところであるが、今回予定している松田新田浄水場や白沢浄水場についても今市浄水場と同様に運転業務を委託する予定である。また、指導監督者として場長などを今までどおり配置する体制を予定している。

B 委員： 水処理は上下水道局にとって大事な仕事であると思うが、委託を進めて職員を減らすといざという時に対応できないことがあると思うので、しっかりした技術者を配置しなければならないと思うが。

事務局： 職員の技術の確保は重要であると考えている。今回の計画も人数については外部委託が可能であるといった検討がされた結果生み出された人数であるので、今後実際に委託を実施していくにあたり、受託者のチェック体制など技術力の確保を前提に取り組んでいく。

座長： 既外部委託業務評価において、改善すべき点として「運転管理には専門的知識と実績が必要であるが、単年度で委託業者が替わった場合」とあるが、具体的にどのようなことなのか。

事務局： 委託業者が替わる場合は、業務の引き継ぎに責任を持つよう契約等に盛り込むことで対応可能であるため問題はない。

座長： ここはもっとわかりやすい表現に改めたほうがよいのでは。

A 委員： 最近民間活力の導入が謳われており、この計画も費用対効果をみればすばらしいと思う。ただ、やはりかかる費用はかかると思う。民間は経営を考えながらやっている。業者が委託を受けて業務をやるとなると、そのための人員を確保しながら利益を生み出すため、表には出ないと思うがかなり無理をするのではないか。その時のチェックが重要であると思うが、局のチェックだけでなく、第三者機関によるチェックといったものは必要ないか。

事務局： 現在のところ部分委託のため局のみのチェック体制で充分であると考えているが、将来的に指定管理者制度などにより包括的な民間委託を実施する場合、局のチェック体制の客観性をより一層確保する手法として、今後そういった段階で検討したい。

座長： 現在は個別の業務委託であり専門的であるため外部者はなかなかわからないと思うが、包括的民間委託となると業務範囲が拡大するため全体的なバランスが必要となってくる。そうすると第三者機関によるチェックというのが必要になってくると思う。

E 委員： 受託者が無理をして仕事を受けて、突然倒産してしまった場合などはどのように対応するのか。

事務局： 業者選定にあたり選考委員会を設けるが、そういったことのないよう確

実な業者を選考することを心掛けるが、万が一そういったことが発生した場合は、契約により替わりに業務を行う業者を予め選んでおくとか、損害賠償を請求し局で実施するなど、様々な方法がある。今後委託を実施するにあたりさらに検討していく。

座 長： いかにも局のリスクを減らすかを検討しなければならない。

E 委 員： 委託業者は委託を受けるために、人員等を確保して望むわけである。そうすると委託期間が満了し更新する際に、人員等に投資してしまっているため継続的に受託するよう談合などが起こりかねない。そういったことのないよう十分注意してもらいたい。

座 長： それでは、次回の日程を事務局から説明願いたい。

事 務 局： 次回は平成18年2月下旬から3月上旬あたりを予定している。詳細な日程は改めて調整のうえ、各委員宛て別途通知する。

3 閉 会